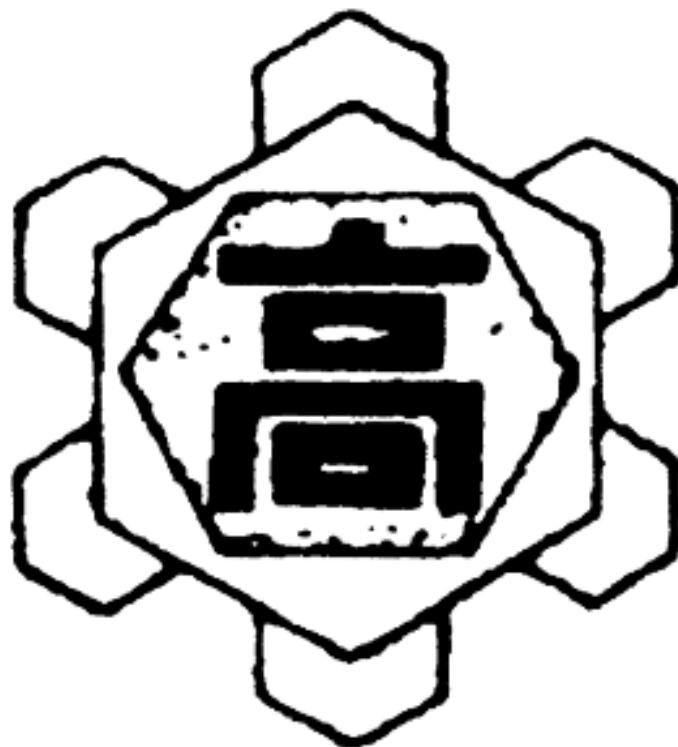


生徒手帳



大阪府立金剛高等学校

| | |
|--------|---|
| 所在地 | 大阪府富田林市藤沢台2丁目1番1号 |
| 電話 | (0721) 28-3811(代表) |
| FAX | (0721) 28-5450 |
| URL | https://www2.osaka-c.ed.jp/kongo/ |
| E-mail | z-kongo@sbox.osaka-c.ed.jp |

教育の重点

1. 積極的な学習意欲の向上。
2. 礼節を重んじ、規律を守る。
3. 人権の尊重。

教育の方針

1. 生徒の学力を把握し、適切な学習指導により、基礎学力の充実と創造的思考力の育成を図る。
2. 自主・自律の精神を涵養し、規律と秩序を守る社会的資質を養成する。
3. しつけ教育を徹底し、礼儀を重んじ、愛と誠意に満ちた人格をつくる。
4. 心身を練磨し、強健な身体と不屈の精神を養う。
5. 個人の尊厳を重んじ、社会の一員としての自覚を高める。
6. 教師と生徒の心のふれ合いを深めるとともに、家庭、地域社会との連携を密にする。

生徒心得

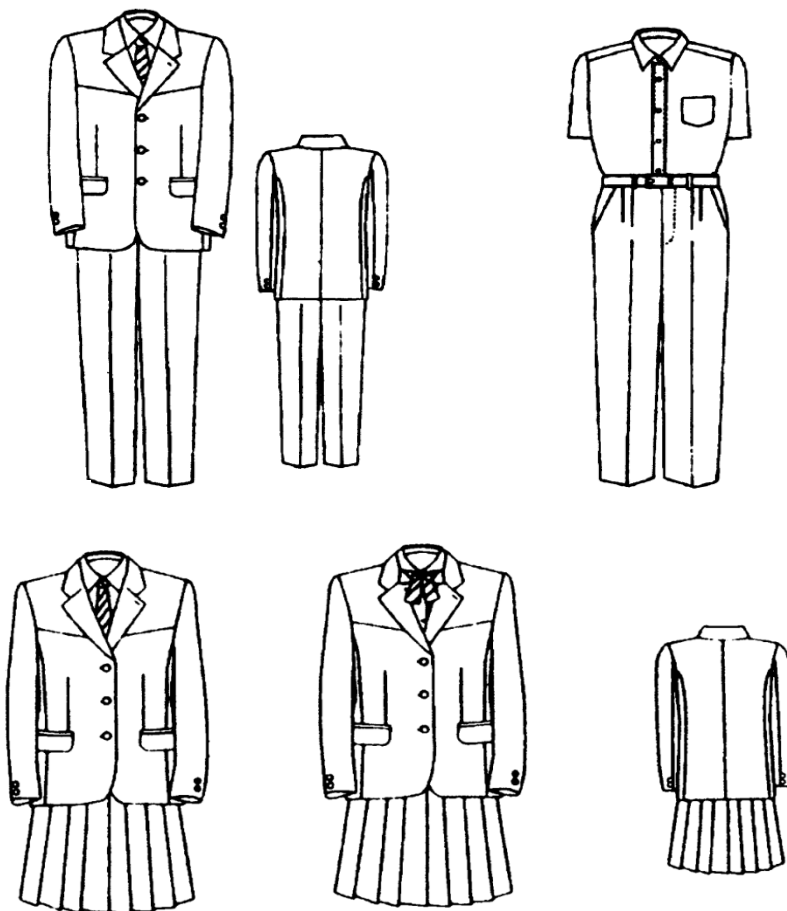
人格の完成をめざし、国家社会の有為な形成者として必要な資質を養うために充実した高校生活を送るには、自主自立の精神と生徒相互の協力により秩序ある学校にしなければならない。この実現には生徒ひとりひとりの不断の努力が必要である。そのための指針として、この生徒心得を守ること。

1 礼儀

- (1) 教職員に対して、または生徒相互間においても礼を失することなく、自由闊達で明るい雰囲気醸成に努める。教職員に話をするときは敬語を用いる。
- (2) 校内、校外を問わず、粗暴、粗野、差別的な言葉は慎む。

2 服装等

- (1) 通学時及び学校生活における服装等を次のとおり定める。



- 上衣 … 学校指定のカッターシャツ、ブレザー、ベスト、セーター、
カーディガンとする。
- ネクタイ・リボン … 各2種類（色が2種類ずつ）のうちどれでも可。
式典・行事のときなど、指示されたときは着用する。
- ズボン … 学校指定のストレートズボンとする。
- スカート … 学校指定のもので、膝が隠れる程度の長さとする。

① 着用の仕方

- (ア) カッターシャツを必ず着用すること。その上にセーターやベスト、
カーディガンを自由に着用してよい。
- (イ) 防寒着を着用の際は、必ずブレザーの上から着ること。

② 装身具

ピアス、ペンダント、指輪、ネックレス等着用してはいけない。

③ 頭髪

他人に不潔感、不快感を与えないようにする。頭髪に負担のかかることは
してはいけない。

④ 化粧等

口紅、アイシャドウ、マスカラ、マニキュア、つけまつげ等はしてはいけない。

- (2) 登下校・外出には、靴を用いる。校舎内の上履きは、学校指定のもの
を用いる。
- (3) 上記で定められた服装以外の服装を必要とするときは事前に生活
指導部の許可を必要とする。
- (4) 学校指定の衣類の改造は、禁止する。

3 通 学

登校時刻 午前 8 時 35 分までに登校する。

下校時刻 平日は午後 5 時までに下校する。

自転車通学は安全講習を受けた者に対して許可する。

自動車（4 輪，2 輪）・原付自転車での登校は禁止する。

通学時の自動車の送迎は，保護者のみ許可する。友人等による送迎は，指導の対象となる。

4 通学上の注意

- (1) 交通法規の厳守
- (2) 道路事情により自転車通学は非常に危険なので常に注意して乗車する。2人乗りは絶対にいけない。

6 校内生活

- (1) 校内生徒の心得
礼儀を重んじ，規律を守り他人の迷惑になるような言動を慎み，公共物を大切にす。
- (2) 所持品は，全て記名する。貴重品や必要以外の金銭，物品を持ってこない。
- (3) 清 掃
常に校内の美化に留意し，清潔・整頓につとめる。清掃当番は割り当てられた場所を清掃し，必ず監督の先生の点検を受ける。
- (4) 遺失物・紛失・盗難
校内で金品をなくしたり，拾ったり，盗難にあったときは生活指導部に届けて所定の用紙に必要事項を記入する。

盗難予防のため自教室以外には、みだりに出入りしない。

教室を移動するときは貴重品を必ず携行し、教室は施錠する。

自転車には鎖、錠前をつける。

ロッカーには、錠前をつける。

(5) ロッカーは3年間使用するものであるから大切に扱う。(シール等貼ってはいけない。)

(6) その他

- ① 授業と関係のないものの使用や動作音の発生は指導の対象となる。
- ② 食事は定められた時間、場所(食堂か教室)でとる。
- ③ 学校の内外を問わず、被害(恐喝、暴力、ゆすり等)にあったときは、速やかに生活指導部に届ける。
- ④ 施設、設備その他公共物を破損したときはクラス担任を通じて生活指導部に届ける。その際、実費弁償を原則とする。
- ⑤ 校内で集会を持つときは、学校の許可が必要である。10日前に生徒会部に申し出ること。

7 懲 戒

(1) 本校の生徒懲戒規定に違反し、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者については懲戒を加えることがある。

(2) 下記の場合は前項に該当する。

① 考査不正行為

考査に際して不正行為をしたとき。

② 飲酒・喫煙

飲酒又は喫煙をしたとき(同席や用具等所持も含む)。

③ 窃盗

公共又は他人の物品を横領、窃取したとき(窃盗依頼、同行、盗品授受等も含む)。

④ 薬物

違法な薬物の所持・使用をしたとき。

⑤ 暴力行為

対人対物にかかわらず、いかなる暴力行為も認めない。またいじめやセクハラ等心的なストレスを与える行為、差別的な言動、対教師暴言、授業等学校生活を妨害する行為も同様とする。

⑥ 交通関係

無免許運転、免許取得の為の学校欠席、制服や体操服着用での原付・自動車・電動キックボード等の乗車、および通学での使用（クラブ活動、学校行事等を含む）、保護者以外の運転する車両で登校したとき。

⑦ 情報機器

盗撮や不適切なデータの所持、SNS上での不適切行為（誹謗中傷、違法アップロード等）が発覚したとき。

⑧ その他

本校生徒として生徒の本分に反する行為があったとき。